

1996年8月23日改訂

1996年8月17日改訂

1996年8月 3日

新党結成のための政策提案（第一ドラフト）

横路孝弘

I. 前提条件 新党の必要性と性格についての基本合意

「自由民権、地域主権、平和貢献」～三つのキーワード～

〔未来志向の政治家の責務〕

[1] いま日本の政治は、未来に向けた全く新しい構想を実現していく活動として展開されなければならない。なぜなら、過去10年の間に、かつては日本の政治が常識としてきた前提条件が根本的に崩れさり、あらゆる面にわたる構造的転換期のさなかにあるからである。政治家は、これまでとは異なる環境条件の下で、国民が生き生きと、かつ幸せに生活し得る社会のシステムを積極的に構築していく責務をもっている。われわれが創ろうとしているのは、このような未来に向けての責務を遂行し得るこれまでとは質的に異なる新しい政党である。

〔政・官・業癒着構造からの脱却〕

[2] 1993年の細川連立内閣の成立は、38年間に及ぶ自民党の一党支配体制を崩し、政権交代を可能とする民主主義的な政治への前進のために重要な一歩となるはずだった。「55年体制」の崩壊への国民の期待は、単に形式的に自民党以外の政党が政権に参加するというものではなかった。「55年体制」の基盤は、官僚支配の政治構造の下で、政・官・業が癒着し、経済成長の利益をこの3者で配分しあい、ツケは国民にまわす仕組みであった。国民の期待はこのような仕組みを崩壊させ、それにかわって、清潔かつ効率的な政治システムを創りあげることであった。しかし細川内閣、村山内閣を含む4つの連立政権は、全体としていえば、いずれも国民の期待に応えるものではなかったし、最近においては、かえって政・官・業癒着構造は、再編強化されている。それは、政界再編成が権力争奪のための既成政党の離合集散にとどまり、国民的レベルで、新しい政治システムの主役となるべきほんとうの意味での「新しい政党」が登場しなかったためである。

[3] われわれは、新しい課題に対応する前提条件として、まず既成の利益配分構造としての政・官・業癒着構造の打破に積極・果敢に挑戦する。

【新しい波の結集】

【4】 今日、永田町の離合集散とは全く別に、既成政党の内部の新世代の政治家の間や全国の各地域において、旧来の保守とか革新とかの枠組みとは全く異質の形で、生活者としての国民が政治を「下」から組み替える積極的な「新しい波」が大きく起きてきている。このような「新しい波」は、ローカル・パーティのような政治組織としてだけでなく、各種のNPOやNGOの形をとっても活動を展開している。このような「新しい波」の中身は、政策的にも、理念的にも、また担う人びとも、さまざまに異なっている。今日では、これらさまざまな動きのそれぞれがもつ独自性を生かしつつ、既成の政党とは全く別の新しい全国的な政治結集を図ることが必要である。われわれは、この結集のための軸になりたいと考える。

【5】 「新しい波」は、少なくとも21世紀の4分の1、すなわち2020年代までをも視野に入れた活動を展開している。政治もまたそのような未来を展望するものでなければならず、「新しい党」は、21世紀に対して責任を持ち得るような世代の政治家によって担われなければならない。

【生活者の常識と理念のもとでの新党】

【6】 「新しい党」は、結集する個人のアイデンティティを尊重しつつ、同時に大きな理念で統一されていなくてはならない。われわれは、その基本理念を、「自由民権、地域主権、〔公正連帯or友愛共生、〕平和貢献」の3(or 4)つのキーワードで表現する。

自由民権とは、自ら自由に考え、自由に行動する人びとが、日本のあり方を決定する政治のシステムと、市場の自由を軸とする経済のシステムを意味する。

地域主権とは、人びとが生活者として生きる場で、政治や社会のあり方を決定し、それが何より尊重される市民の政治参加の仕組みを意味する。

(公正連帯or友愛共生とは、人びとが、市民的倫理を有し、自然の環境を保全しつつ、社会的な弱者も自立・自由に生活できるよう相互に助けあう仕組みを意味する。)

平和貢献とは、世界の新しい環境のもとで、日本と世界の平和をつくりだすために積極的な活動をおこなっていくことを意味する。

この3(4)つのキーワードは、生活者の常識と一致する。

【すべての選挙区での登場】

【7】 政治不信と政党不信から、そして選択すべき政策や政党の差異が有権者に分からないままの選挙戦により、最近の投票率は50%を下回っている。このことは日本の民主主義そのものの危機であり、なんとしても回避しなければならない。「新しい党」は、日本国の全選挙区において、国民の目にはっきりと分かる政策の選択肢と政党の性格の違いを示して、選挙戦を戦い抜く。それは、何時でも、何処でも、直ちに、政権を担い得る政党であり、且つまた実行できる政党であることを国民の目に明らかに示すことが不可欠で

あるからである。

〔連立政権への態度〕

[8] 「新しい党」は、例えば、今日の連立政権のような既存の政治的枠組みに拘束されない。「新しい波」の背後にある数千万人の有権者の意向と、急速に変化しつつある国内外の状況に積極的に対応するための政治的枠組みこそが追求されなければならないからである。「新しい党」が一定の政治的影響力もちうる議会勢力を有し、かついずれの党も過半数を獲得しえないといった状況の下では、「新しい党」が有権者とともに求める政策の実現を基準として、連立内閣に参加することもあるし、有権者を背景とした野党的な政治勢力として活動する場合もあり得ることは当然である。

それゆえ、「新しい党」へは、理念と政策の一致を前提に、連立与党からも、野党からも多くの政治家の参加を求めるが、現に与党であり、野党である政党全体として参加を求めるのではなく、将来の日本をどうするかを考える政治家個人の決断としての参加を求める。

Ⅱ. 政策合意の基本事項

1. 基本目標（目標とする政治、経済、社会とそのための理念）

① 〔トータルなキーワード〕

☆ 「自由民権、地域主権、平和貢献」

② 〔社会目標〕

☆ 市民的倫理と友愛にもとづく連帯型社会の建設

市民的倫理とは、基本的人権など憲法の精神の創造的な発展。

友愛とは、人と人とのルールにもとづく信頼と社会的なパートナーシップ連帯とは、生活者としての個人の自立を支援するネットワーク。

社会とは、たがいに責任をわかちあい、安全な日常生活と人と人とのふれあいが営まれるコミュニティとその連合。

③ 〔経済目標〕

☆ 持続可能かつ共生可能な経済構造の展開

メガコンペティションの新時代に柔軟に適應できる安定成長経済。

地球規模での自由な市場経済を支える国際ルールの形成。
 発展するアジアのなかでの相互補完関係。
 工業経済社会、企業中心社会から情報経済社会、生活開発型経済、知的基盤社会への移行を支援する社会インフラ、情報インフラ、人材インフラの整備。
 資源乱用型経済からリサイクル型経済への展開。
 地域経済の安定と自立。市民資本と新しい企業家精神の活用。
 高齢者、女性を含めた完全就業システム。
 効率と公正を両立させる税財政制度。

(追加すべき項目案＝情報化社会の積極推進と個性豊かな創造的科学技术の振興)

④〔国際目標〕

☆地球の平和を育む国

日本国憲法の平和主義と国際協調主義の実現。
 日本の過去の侵略戦争と植民地支配の歴史への真摯な反省と未来へ向けた日米中ロ韓朝の信頼醸成措置の積極推進
 非軍事分野における国際協力活動（開発、環境、人権、軍縮など）と国連の下でのPKO活動の積極的推進。
 国連の改革を通ずる普遍的安全保障・グローバルガバナンスの確立。

⑤〔政治目標〕

☆国民および国際社会から信頼される公正・清潔・効率かつ責任ある政府の樹立

小さな中央政府、豊かな地方政府
 集権型土木国家から分権型福祉社会へ
 官権から民権へ、政策形成過程へ市民が参加するシステムの確立。

2. 政策基調（2015年前後を目標年として実現すべき基調）

（1）外交・安全保障の基調（別紙③参照）

- ①国連の改革による新しい国際的な秩序形成。
- ②地域紛争の解決などに当たるため、国連の下部機構としてのアジア・太平洋地域（当然アメリカを含む）における全ての国の参加によるアジア太平洋安保協力機構（OSCAP）の実現。アジア・ソシャル・スペースの展開。
- ③警察的任務を含めた多国間国際協力体制への日本の積極的参加システムの確立。

(2) 経済・社会面での基調

- ①年率 3.0 %程度の実質経済成長率（名目 3.5 %程度）の維持。
65 歳までの希望する男女すべてに良質かつ適切な完全就業機会の保障。
- ②勤労者の実質可処分所得の 60%程度を基準とする適切な後世代の負担による公的年金制度。社会的連帯による高齢者・障害者ケアシステムの完備。女性の権利とライフスタイルを尊重した育児・介護、住宅、教育、雇用制度などの制度改革により合計特殊出生率の 2.0 程度までへの回復。
- ③リサイクル型経済構造、情報通信産業の展開、地域密着型産業、福祉型産業などの展開によるポスト工業化への産業構造の転換。
そのための技術開発投資、新型社会資本投資を重視し、知識集約型生産基盤を確立。
- ④廃棄物ゼロ社会。二酸化炭素の 1990 年水準の達成・維持。

(3) 政治・行財政面での基調

- ①地方分権化の完了化による実質的連邦国家への移行。
行政改革の推進により中央政府機能の 50%削減。
- ②行政に対する国会優位の原則を制度的に確立し、それにふさわしい政党政治を実現。
- ③住民参加システムの構築を軸とした地方自治体改革。

3. 主要課題別中期政策目標（中期とは 2005 年頃を想定）

(1) 国際面での政策目標（別紙③参照）

- ①国連改革と O S C A P（アジア・太平洋安全保障協力機構）の実現の緒をつけるために積極的なイニシアティブ。
国連と O S C A P を通ずる治安維持・警察活動などを含む平和維持活動への日本政府の人的参加のための体制を整備。
日米安全保障体制は、O S C A P の実現のプロセスとして再定義する。
- ②安全保障理事会と経済社会理事会を両軸として活性化をはかるための国連の機構改革の実現。
当面経済社会理事会の中心国の一つとして積極的に活動し、改革の実現の後、安保理事

会の常任理事国制度が維持される場合には、アジア諸国の支持を得てそれへの参加を目指す。

国連の行動については、日本国憲法の枠内で最大限に国際責任を果たす。

- ③米中韓朝プラス日・ロによる北東アジア非核地帯化の実現。おなじく6カ国による北東アジア・地域フォーラムによる信頼醸成措置、相互交流と災害救援システムの形成。
- ④近隣国との領土問題解決への環境整備。

(2) 福祉社会化の具体化の政策目標

- ①高齢者、障害者、子どものケアは、社会的連帯責任（公的責任とは異なる概念としての、したがって地域社会、NPO、企業などの活動を含む）であるとの考え方で、障害者プランの完成年度である2002年までに必要なサービスの供給体制を確立する。
- ②公的年金のような所得の再分配制度、福祉社会建設に必要な（人材養成を含む）社会資本建設のための財政調整は国の責任とし、ケア・サービスの設計・運営の責任は地方自治体（市町村）とする市民的・分権的福祉のシステムを発展させる。
- ③介護システムの展開とともに医療、年金、高齢者雇用など関連制度の改革をはかる。
社会保障財政について介護を重視し、年金、医療、福祉の財政バランスを現行の5：4：1から4：3：3に改革する。

(3) 行財政改革の政策目標

- ①首都機能のうち、立法府および再編成された政策関連官庁の移転の完了。
中央政府機能を、外交、安全保障、所得の再分配、財政調整、全国レベルでの社会資本整備、経済活動チェック機能、犯罪対策の全国調整などに限定し、地方分権と省庁統廃合を完成。
- ②グローバル・スタンダードに沿う経済面での規制緩和と行政権限の地方委譲・住民参加を内容とする分権化を大胆に推進する。
国政調査権や法案提出権など、立法府の機能を強化する。
公務員制度の改革を図る。
- ③国民所得に対する税・社会保険料負担率をこの期間では最大50%程度に抑制しつつ、福祉型・分権型財政に転換する。
このため、
 - a. 規制緩和・事務の簡素化・分権化を前提とした省庁の統廃合・簡素化、特殊法人の

民営化、統合または政府助成の減額、公共投資の全面的見直しなど既存の経費の全面的削減。（省の統廃合などについては別紙②参照）

b. 税制全般について透明性と公平性を確保する。

所得税については納税者番号（または社会保障番号）制を導入し、総合課税方式に全面移行し、税率間差の拡大により中堅所得層の税負担を軽減する。

法人税については、グローバル・スタンダードに見合い、損金参入措置や租税特別措置を整理是正しつつ、西ヨーロッパ水準まで引き下げる。

消費税をE C型付加価値税に改める。

④赤字国債、建設国債、旧国鉄債務を含め 250 兆円にのぼる政府借入金を整理し、政府借入金（累積額）の対G D P比を 60%以内とする。

ただし必要な景気対策は機動的に実施する。

なお、当初の政策目標を達成したことに鑑み、住宅都市整備公団などについては民営化、地方自治体への売り渡しなどをおこない、その収入を政府借入金の返済に当てる。

⑤経済的規制の原則全面廃止。社会的規制については、必要な規制の充実、経済構造改革を実施する。

4. 当面（総選挙直後の1～2年）に実施すべき政策

（1）つぎの立法措置をただちにおこなう。

①公的介護保険法

②N P O法（さきがけ、社民党案で）

③民法改正（法制審議会の線で）

④情報公開法（民事訴訟法とともにさきがけ案で）

⑤安全保障基本法（専守防衛、別組織による国際人的協力など）

⑥経済犯罪法（時効の壁対策）

（2）実施すべき施策（財政計画は別紙①）

①外交・安全保障面で

日米安保条約の維持。再定義のための日米民間人会議の開催などによる国民的論議。

朝鮮半島情勢については、4カ国会議開催を全面支持。北朝鮮に対する人道援助、留学・

研修など人的交流の拡大。柔軟な政府間会談。

包括的核実験禁止条約の実現。

アジア・太平洋地域安全保障閣僚会議の定期開催による同地域の平和確保、ASEAN地域フォーラムを中心とする信頼醸成措置の推進。

北東アジア地域フォーラムの提唱。

沖縄基地縮小の実現。有事即応の事前備蓄体制の導入により常時駐留米軍を大幅に縮小。
(沖縄開発のための財政資金の投入。)

「平和の配当」国際基金の提唱。

②内政面で

分権・・・機関委任事務の全面廃止への準備

行政改革

- 1) 大蔵省の改編
- 2) 公務員の一括採用・管理制度の実施。
- 3) 国家公務員の計画的削減。

公共投資 10 カ年計画の全面見直し

- 1) 学識経験者、民間人を含めた公共事業実態調査プロジェクトの発足。
- 2) 公共投資 10 カ年計画再検討委員会の発足 (2年以内の結論)。
それまでの期間、すべての公共投資の5%節約義務化と浮いた財源による新社会・経済基盤投資の開始。

経済的規制緩和の計画的推進

労働政策

- 週 40 時間労働制への即時移行
- ボランティア休暇制度への育児休業並み支援。
- 男女雇用機会均等法の罰則付き見直し。

別紙①

中期的経済計算〔以下の想定で計算する〕

実質成長は 3.0 %、名目成長率は 3.5 %、所得税の税率間差は別表
（消費税改訂と同時に 1 兆円減税を実施する。平均 6 % 程度の減税。）
、
消費税〔付加価値税〕率は 97 年 5 %、そののち 3 年ごとに 1 % 増
（2000 年 6 %、2003 年 7 %、2006 年 8 %、2009 年 9 %、2012 年 10 %、97 年消費税
増税分の 1 %、2000 年移行の消費税増額分の全額が地方消費税）。
2015 年段階の中央・地方の財源配分が 25:75 になるよう、中央財政を調整。

別紙②

「21世紀への行財政改革、政治改革の具体策」（Iプラン）

1. 経済及び経済社会政策の基調

視点

A. 基本課題たる「少子・高齢社会」、「世界市場の一体化」、「地球環境問題」、「男女平等社会」への対応をめざす

B. 「現行システムの改革」と「新たなシステムの構築」

C. 「自由・公正・連帯」の社会改革

- ・ 新時代の世界（経済市場の統合化、大競争）に柔軟に適応できる「友愛」の経済社会システム
- ・ 透明で公正な経済システムと安定成長（「社会的成長」）の確保
- ・ 開発主義型、「政・官・業」癒着の中央主導型国家から安定した分権型福祉社会へ
- ・ 企業中心型社会から個性発揮・社会連帯重視の「開かれた社会」への改革
- ・ 発展するアジアでの良き相互補完関係の構築
- ・ 「持続可能かつ共生可能な福祉経済社会システムの構築」
 - ▪ ▪ 連帯型及びリサイクル型の社会をめざして
- ・ 21世紀の工業経済社会から情報経済社会への移行を支援する。
- ・ 21世紀の「知的基盤型経済 knowledge-based-economy」を展望した社会インフラ、情報インフラ、人材インフラの整備
- ・ 内需主導・生活開発型産業構造へ
- ・ 地域経済の安定と自立 ▪ ▪ 「市民資本」の活用
- ・ 自立した創造性豊かな人間を育てる。
 - 文化・科学技術の支援育成
 - 生涯学習社会のシステム構築
- ・ 信頼性の高いネットワーク型の日本社会の長所を育む。
- ・ 参加と社会的責任、合意形成を重視した分権型社会の構築
 - 草の根のローカル・ネットワークによる支え合い
- ・ 友愛と信頼、社会的責任を担い合う市民社会の建設
- ・ 効率の良い信頼できる政府、友愛と連帯に支えられる地域社会と自治体

2. 改革の対象期間と成長率

1996年から2005年までの10年間

実質3%程度、名目3.5%程度

3. 21世紀への行財政改革、政治改革の具体策

「1. 経済及び経済社会政策の基調」及びその視点を踏まえた本格的なシステム改革とする。

すなわち、従来の各省庁間のバランスに基づく微調整型の行政改革や大蔵省の財政均衡論を越えた抜本的な立法、行政、財政にまたがる改革とする。明治維新以来の、あるいは戦後改革以来の国家、自治体、公共と民間にまたがるシステム改革の実現を目指す。

A. 行政改革

〔基本的考え方〕

- 1) 21世紀の社会経済課題に対応するため、自治体レベルの社会政策機能の確立と並行して、中央省庁の公務員定数の2割削減を行う（10年間）。
ことに開発主義・土木国家の時代の役割を終えた建設、国土開発、農林分野の重点削減をこの計画期間に実現する。政府の下に民間出身者を中心とする第三次臨時行政改革委員会を設置する。
この行政改革の実行を担保するため、強化改革された立法府（後掲）において、まず、大枠としての改革を決定するとともに、公共機構改革推進委員会を設置して推進する。
- 2) 「省益、局益あって国益なし」の縄張り主義を排除するため、国家公務員を原則総務庁で一括採用・管理し、省庁間配転を円滑にすすめる。
- 3) 公務員の高い能力、士気を生かすため、定年を65才に延長するとともに、民間との癒着、利益誘導を回避するためにも、「天下り」を原則禁止する。
- 4) 地方自治の強化、新たな任務の推進のため、分権化推進委員会を強化・拡大する。

〔中央省庁の再編成〕

21世紀の国家課題に対応し、旧来の省庁間の縄張りを越えた「公益」を実現するため、本格的な中央省庁の再編成を行う。

- 1) 予算編成については政府の下に予算庁を設置する（大蔵省への権限の集中の回避）
- 2) 「政・官・業」癒着といわれる現状を改革し、日本経済の透明化、活性化、健全化のために行政の執行機能から、可能なかぎり審判機能を分離する機構改革を図る。
金融・証券市場の透明化、公正ルールにもとづく独立した証券・金融監視委員会（行政委員会）を設置する。また公正取引委員会を強化・拡大する。（アメリカ並み）
- 3) 以下のような具体的な中央省庁の再編・新設を実現する。

〔統廃合により新設される省〕

経済省	マクロ経済政策、産業構造政策、基盤整備政策 もとの経企庁、機能分割した大蔵省の他の機能、通産省等を統合
-----	--------------------------------------------------------

歳入庁	納税、社会保険
社会省	イ) 国民生活の安定、 ロ) 21世紀のカギとなる人的資源開発政策、 ハ) 社会基盤、福祉政策の促進 労働省、厚生省、文部省
文化・科学省	文部省、文化庁、科学技術庁
環境省	環境庁の格上げ
外交省	外務省の名称変更、信頼醸成措置、
安全保障省	シビリアン・コントロールにもとづく防衛庁の改組

(大蔵省は機能毎に分割し以上の省へ統合、建設省機能は分権化する・・なお都道府県機能の再編について「下からの道州制」形成に期待する)

B. もうひとつの政治改革・・・立法府の強化、内閣機能の確立

政府＝内閣機能を確立し、市民自治を体現出来る立法府として国会機能を全面強化する。各省庁、行政の追認機構に墮している政府機能、国会機能の革命的改革を図る。

1) 立法府機能の全面強化

政治を行政主導から立法府、国会主導型にするために、内実ある立法府の審議を確保するための抜本的な機能強化を運営・制度の両面にわたり行う。

各種委員会の政策立案、調査機能を確保するため、運営面だけでなく、立法府直属の外向者を排除した衆院・参院の調査局の大幅拡充を行う。

(腐敗政治家追及やアラさがしの委員会から、また行政各省庁担当者による代行機能＝政府側委員から、本当に予算を審議する予算委員会、大蔵行政のあり方を批判的に審議できる大蔵委員会へ、等)

2) 政府・内閣機能の確立

政府、政治家のリーダーシップの発揮のため、各閣僚が省庁利権の代弁者になりがちな現状を打破するため、内閣の民間人の登用による政策スタッフ拡充をはじめ、内閣の統一機能、決定機能を強化する。

C. 財政改革

[考え方]

- 1) 財政改革は求められている21世紀日本にとって必要な制度・政策機能を担保するために必須である。またこれは前項の行政改革、政治改革にそって組み立てられるべきである。
- 2) 現在の財政危機は、1991年以来のOECD諸国でも例外的な本格不況による税収減がもたらした面とこれから21世紀に向けて必要な「少子・高齢社会」への対応な

どの新たな財政需要の拡大という両面からもたらされたものである。

- 3) 前者の不況による負債増大と財政バランスの回復については西暦2000年までに図ることとする。
- 4) 後者についてはもとの開発主義型の国家機能にもとづく各省庁の縦割り配分による財政構造に大胆にメスを入れ、また分権化により地方自治体の財政権限を拡大することを基本に財源を見出すこととする。
- 5) それでも不足する財源については、情報公開と財政の効率化などを通じて、社会連帯の合意形成により、国民へ負担を求める。

〔達成実現のための目標値の設定〕

- 1) 2000年までにEU通貨統合基準の財政バランス（対GNP赤字比率3%以内、累積負債比率60%以内）への改善を実現する。
- 2) 2005年においても国民の公的負担率を50%程度にとどめることを目標に、共助・共済のシステム整備、NPOによるサービス供給等を期待する。

〔財政支出、公共投資計画等の見直し〕

- 1) 上記の趣旨にもとづき公共投資10か年計画（630兆円）の全面見直しを行う（改定2000年度よりスタート）
- 2) 政府予算編成については土木、建設、農林についてはマイナス・シーリングを設定（福祉、文教、環境等は対象から除く）。
- 3) 「少子・高齢社会」対策について福祉需要と財政・経済とのバランスを検討するため、首相の公的諮問機関たる経済審議会、社会保障審議会等の合同部会を設置し福祉の内実を担保しながら財政・経済との最適ミックスをさぐる。
- 4) 財政分権化の具体策については分権化推進委員会の財政部会を強化し対応する。

〔財政収入についての改革〕

- 1) 総合所得課税方式を徹底するため、納税者番号又は社会保障番号の導入を図る。土地、資産についての課税条件の整備を行う。税率区分の一層の簡素化を図る。
- 2) 法人税については租税特別措置を整理・是正しつつ、税率を西欧並に引き下げる。
- 3) 消費税の益税等の欠陥を是正するため、EC型の付加価値税方式に変更する。
- 4) 改革された付加価値税について2005年までに順次7%程度に引き上げる。
- 5) 当初の政策目標をほぼ達成したことに鑑み、政府財源の確保のために住宅都市整備公団、道路公団等の民営化を行う。

☆機関委任事務の廃止、規制緩和措置などによる国家公務員の定数などへの影響の計算
(未完)

別紙③

外交・安全保障政策（案）

1. 目指すべき国家像

これまでの日本は「平和を守る国」（一国平和主義）だったが、未来に向けての「平和を育む国」（憲法を生かす国際平和主義）になることを目指す。「平和を強いる国」（普通の国）の道はとらない。

「平和を育む国」は、

- 日本国憲法の平和主義と国際協調主義の価値の実現を目指す。
- 非軍事分野における国際協力活動（開発・環境・人権・軍縮等）および非強制的な国際平和協力活動（PKO等）を積極的に推進する。
- 国際軍縮をすすめ国連機構の民主的改革をすすめることによって、普遍的安全保障の達成を目指す。
- わが国の防衛のための必要最小限度の防衛力を保持・整備し、日米安保条約を維持しつつ地域的安全保障体制の形成を目指す。
- 日本が過去に侵した植民地支配と侵略戦争に対して誠実に反省する。

2. 基本的問題点

東西対立・冷戦が終焉したが、世界は新しい秩序と協調体制を目指して過渡的段階にある。

米国を中心とする大国間の世界規模での武力紛争の可能性は大幅に低下した。

しかし、大国の協調が失われれば、地域紛争が多発し複雑化する危険性もある。

- 核兵器などの拡散による危険
- 開発途上国における統治能力喪失による地域紛争
- 経済の危機

東欧・旧ソ連圏は？

わが国の認識の根幹は冷戦時代のままである。

- 対ロシア
- 対朝鮮半島
- 対中国、アジア
- 対米国
- 対国連

安全保障の環境と脅威の対象は何か。（2005年、2015年の展望と問題の所在）

- 経済
- エネルギー
- 食糧、人口

- 環境
- エイズ
- テロ
- 麻薬

安全保障の基盤

- 国際的統治システム
- 外交システム
- 非軍事的抑止力
- 軍事的抑止力
- 日米安保条約

3. 政策基調（2015年の目標年として実現すべき基調）

- 改革された国連を中心とするグローバル・ガバナンス（地球の統治）
- 改革された国連の地域組織としてのアジア太平洋安保協力機構（OSCAP）
- 全般的完全軍縮の実現と国連警察軍の整備
- 国連およびアジア太平洋安保協力機構の国連警察軍への日本の参加

4. 中期的政策目標（2005年を想定）

【防衛】

- 中期防衛力整備計画の終了を踏まえて、引き続き自衛隊の小規模化・多機能化をすすめる。

【地域安保】

- 緊急展開用の国連常設部隊が設置された場合、志願制に基づいて要員の派遣を行なう。
- アセアン地域フォーラム（ARF）において、「政治・安全保障協力に適した国際的に認められた規範と原則」を締結する。
- 米中韓、北朝鮮による4カ国会談の実現を踏まえ、日本とロシアを加えた6カ国会談を設置し、北東アジア地域フォーラムを形成し、その中で非核地帯化、信頼醸成措置、災害、海難などの救助救援活動などを行なう。
- エネルギー、人口、環境、食糧の課題にアジア太平洋諸国が共同で取り組むための「持続可能な発展のためのアジア太平洋イニシアチブ」を推進する。

【非軍事国際協力】

- ODAに占める贈与比率、グラント・エレメント、LLCD向け援助比率のDAC平均にまで（現行33%から50%へ）引き上げるとの中期目標を達成する。
- 軍縮と社会開発を結びつけた資金循環をつくり出すための「平和の配当」国際基金を設置する。

- 国連軍備登録制度を強化する。
- 核先制不使用協定および非核保有国に対する核不使用協定を締結する。
- アジア太平洋の人権保障メカニズムを設置する。

[国連改革]

- 常任理事国の拒否権が完全に廃止された段階で、わが国としての国連の強制措置に参加するか否かの判断を国民に求める。

[外交体制改革]

- 省庁から自立した権威あるシンクタンクを設立する。例えばスウェーデンのSIPRIのような軍縮問題研究所や、持続可能な開発に関するアジア太平洋研究所など。

5. 当面（総選挙直後の1～2年）に実施すべき政策

[防衛]

A案

- 自衛隊はこの50年間で確立した原則を今後も堅持する。
 - イ、自衛権発動の三要件
 - ロ、専守防衛
 - ハ、非核三原則
 - ニ、武器輸出三原則
 - ホ、（長距離攻撃型）兵器は持たない
- 国際協力活動は、国際協力法をつくり、その下に500～1000人常備組織をつくり、PKO活動、災害救援などに従事する（PKFも可能）。

B案

- 安全保障基本法を制定する。
- 「自国防衛」「災害派遣」「国際協力活動への参加・協力」を自衛隊の主要任務と位置づけるために自衛隊法を改正する。
- 自衛隊の正面装備の抑制および兵器調達のあるり方の見直しによって、防衛費の抑制をはかりつつ必要な能力を整備する。

[地域安保]

- アセアン地域フォーラム（ARF）において、各種信頼醸成措置の導入を促進する。国防・防衛関係大臣会議を開催する。
- 米中韓、北朝鮮による4カ国会談を実現する。北東アジアにおける国会議員、自治体、研究者レベルの各種の多国間フォーラムを開催する。
- エネルギー、人口、環境、食糧の課題を21世紀のアジア太平洋の最大の安全保障問題と捉え、これに取り組んでいくために、APECの中に賢人会議を設置する。

[非軍事国際協力]

- 開発協力基本法を制定する。

- ODAの量的拡大よりも質的改善に焦点を当てる。ODAに占める贈与比率、グラント・エレメント、LLCD向け援助比率のDAC平均にまで引き上げる中期目標を設定する。軍縮促進・人権伸張とリンクさせた援助など多様なODAを推進する。
- 「軍縮と開発のための世界公聴会」を実現する。
- 核兵器使用は国際法違反であるとの立場を明確にする。包括的核実験禁止条約の早期発効を目指す。
- 人権の普遍性を外交の基本に据えることを再確認する。

[国連改革]

- 包括的な国連改革案を発表する。例えば、安保理の改組と拒否権の段階的廃止、緊急展開用の国連常設部隊の設置、経済社会理事会の機能分離と権限強化、NGOフォーラムの設置、国際司法裁判所の機能強化、武器貿易等に対する課税制度の導入等。
- わが国の常任理事国入り問題について、国民レベルでの議論を徹底する。
- 拒否権を求めないこと、国連改革のビジョンの提示、強制措置への不参加に対する国連加盟国の理解を得ることを前提に、常任理事国入りを目指す。

[外交体制改革]

- 大使任用に当たって、とくにわが国外交に重要な主要国の大使について、広く民間に人材を求めて起用する。

○外交の基本

- イ、国連外交、対米外交、対アジア外交を三本の柱としつつ、地球的諸課題にも積極的に取り組む。
- ロ、ロシアの民主主義化・市場経済化への発展を支援し協力する。
シベリア極東開発、軍需産業の民需転換を支援し協力する。
- ハ、アジアにおける日本と中国との関係は大変重要であり、長期的視野に立った良好な関係を構築する。

6. 沖縄問題

- 基地解消の県のプログラムの実現を目指して協力する。
- 現有規模の米軍配備を必要としなくなる国際環境をつくり出す外交努力を強化する。
特に北東アジア地域フォーラムをスタートさせる。
- 日米安保条約に基づく施設区域の提供の義務は、偵察衛星などの技術の進歩により装備品海外事前備蓄制度(POMCUS)を導入し、有事の際の緊急展開出来る規模、条件の整備を行なう。
- 過重な基地負担により地域振興が阻害されている事実を踏まえ、米軍基地の整理・統合・縮小と跡地利用を結びつけた経済振興策を国の支援の下に実施する。

以上